

お客さまへ

2020年2月28日  
株式会社 筑邦銀行

「民法の一部を改正する法律」を踏まえた預金規定等の改定  
並びに電子化についてのお知らせ

株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）は、この度、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日より預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定の内容および改定される規定をお知らせいたします。

また、改定後の預金規定等を2020年4月1日より当行ホームページに掲載（電子化）させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改定日以降、口座開設時等に配布していた預金規定等の小冊子を廃止し、預金規定等の交付を原則取り止めさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※印刷した預金規定等の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口までお申し付けください。

## 1 規定の変更条項の新設

### 改定の内容

規定が変更されることがある旨の規定の新設を行います。そのため、普通預金規定の条項を以下のとおり変更いたします。普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行いません。

#### 【普通預金規定】

改正前	改正後
	(新設) <b>17 規定の変更</b> <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページの記載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

## 改定される規定

預金関係規定	
総合口座取引規定	普通預金規定
貯蓄預金規定	預金追加規定（個人用）
通知預金規定	納税準備預金規定
定期預金共通規定	積立型定期預金共通規定
財産形成預金共通規定	財産形成預金共通規定（スーパー定期型）
譲渡性預金規定	ちくぎんカード規定（ミニカードローン・デビットカード・IC）
筑邦銀行カードローン取扱規定	休眠預金等活用法に関する規定
ちくぎんアプリ口座開設（Web口座）	

外貨預金等関係規定	
外貨普通預金規定	外貨定期預金規定
ちくぎん特約付外貨定期預金規定	

その他サービス関係規定	
貸金庫規定	自動貸金庫規定
夜間金庫規定	振込規定
定額自動送金サービス依頼書（自動送金約定）	ちくぎんテレホンサービス申込書（お客様ご確認事項）
ちくぎん資金移動サービス申込書（資金移動規定）	ちくぎんおまかせ君サービス申込書（サービス利用規定）
ちくぎんビジネスWebサービス申込書（Webサービス規定）	でんさいネット利用規定集
ちくぎんポイントサービスご利用規定	ちくぎんCnet（インターネット・モバイルバンキング）サービス利用規定
API連携サービス規定	

## 2 定期性預金の満期前解約制限の明確化

### 改定の内容

「民法の一部を改正する法律」において、「寄託者（預金者）は、受寄者（銀行）に対して、いつでもその返還を請求することができる」との規定が定期預金について適用されることとなるため、定期預金について満期前の解約が制限されていることを明確化いたします。そのため、定期預金共通規定の条項を以下のとおり追加・変更いたします。定期預金共通規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

【定期預金共通規定】

改正前	改正後
<p>4 預金の解約、書替継続</p> <p>(1) この預金を～            (2) 期日指定定期預金および～            (3) 振替入金の～            (4) 少額貯蓄非課税制度適用口座で～            (5) 次の各号の～            (6) 前項のほか、～</p>	<p>4 預金の解約、書替継続</p> <p><u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を～</u>  <u>(3) 期日指定定期預金および～</u>  <u>(4) 振替入金の～</u>  <u>(5) 少額貯蓄非課税制度適用口座で～</u>  <u>(6) 次の各号の～</u>  <u>(7) 前項のほか、～</u></p>

改定される規定

定期預金共通規定	積立型定期預金共通規定
一般財形預金規定（財産形成期日指定定期預金）	財形年金預金規定
財形住宅預金規定	一般財形預金規定（自由金利型定期預金＜M型＞）
財形年金預金規定（自由金利型定期預金＜M型＞）	財形住宅預金規定（自由金利型定期預金＜M型＞）
外貨定期預金規定	ちくぎん特約付外貨定期預金規定

3 成年後見人等の届出条項の改定

改定の内容

「民法の一部を改正する法律」において、制限行為能力者が、他の制限行為能力者の法定代理人としていた行為は取り消すことができる旨定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当行のお届けいただく義務に関する規定を新設いたします。そのため、普通預金規定の条項を以下のとおり変更いたします。普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

【普通預金規定】

改定前	改定後
<p>15 成年後見人等の届出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p>15 成年後見人等の届出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が</u></p>

(2) ~ (5) (省略)	<u>開始された場合も同様にお届けくだ さい。</u> (2) ~ (5) (変更なし)
----------------	---

改定される規定

総合口座取引規定	普通預金規定
貯蓄預金規定	定期預金共通規定
積立型定期預金共通規定	財産形成預金共通規定
財産形成預金共通規定 (スーパー定期型)	納税準備預金規定
通知預金規定	譲渡性預金規定
外貨普通預金規定	外貨定期預金規定
ちくぎん特約付外貨定期預金規定	ちくぎんアプリ口座開設 (Web口座)

4 改定日

2020年4月1日 (水)

以 上